

令和元年5月14日現在

機関番号：32689

研究種目：研究活動スタート支援

研究期間：2017～2018

課題番号：17H07185

研究課題名（和文）明治後期における学校教練の呼称変更に関する研究

研究課題名（英文）A Study on the Changing of Name for School Military Drill in the Later Meiji Period

研究代表者

奥野 武志（OKUNO, Takeshi）

早稲田大学・教育・総合科学学術院・講師（任期付）

研究者番号：50802047

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 1,900,000円

研究成果の概要（和文）：本研究は、明治後期において学校教練が「兵式体操」から「教練」へと呼称変更される経緯について資料を実証的に検討し、「兵式」、すなわち軍隊式をそのまま学校教育に持ち込むことへの批判が、明治後期に根強く存在しただけでなく、1906年の陸軍大臣から文部大臣への照会から文部陸軍両省会議を経て、学校体操教授要目制定に至る学校教練の呼称変更過程にも影響を与えていたことを明らかにした。つまり、軍隊の「形式」にとらわれることを避けるために、学校教練の呼称から「兵式」が外されたのである。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究の学術的意義は、1913年制定学校体操教授要目における「教練」の性格について、先行研究とは異なる見解を歴史的な実証的研究に基づいて提示したことにある。すなわち、性別を問わず小学校入学時から履修する「教練」は、軍人精神を重視する軍事的意味あいの強いものとして先行研究では理解されてきたが、むしろ、「兵式」という「形式」に拘束されることを嫌い、社会的な「規律」の確立を目指す「精神」を重視したものであったことを明らかにしたのである。

研究成果の概要（英文）：This study positively researched the circumstances behind changing the official name of school drills from “military exercise” to “drill.” Further, it revealed that the long-standing criticism of “military,” applying military style to school education directly, existed not only in the later Meiji Period but also affected the process of changing the name for school drills, from the meeting between the Education Ministry and the Army Ministry to enacting the “Syllabus of School Physical Training (in 1913).” In short, the word “military” was removed from the official name of school drills for not adhering to the military style.

研究分野：教育学

キーワード：教練 兵式体操 兵式教練 学校教練 体操遊戯取調報告 学校体操教授要目 森有礼 永井道明

## 様式 C - 19、F - 19 - 1、Z - 19、CK - 19 (共通)

### 1. 研究開始当初の背景

本研究は、1886年に森有礼文部大臣によって諸学校に導入された「兵式体操」名目の学校教練が、1911年に「教練」と呼称変更される理由を明らかにしようとするものである。本研究における学校教練とは、第二次世界大戦で敗戦するまでの日本において、軍人養成を目的としない普通教育機関で行われていた兵士の訓練に起源を持つ身体的な訓練のことを指す。

筆者は、博士論文「兵式体操成立史の研究 近代日本の学校教育と教練」において、1881年頃から1884年頃にかけて師範学校や中学校に普及し始めていた「歩兵操練」名目の学校教練と、文部大臣森有礼により1886年の諸学校令によって諸学校に導入された「兵式体操」名目の学校教練が全く違う性格のものであることを明らかにした。つまり、「歩兵操練」があくまで身体の発達と健康の保全を目的とする体操という教科の一部にとどまっていたのに対し、「兵式体操」は学校を軍隊の規律と秩序ある組織へ改編する象徴的存在であったことを明らかにしたのである。本研究は、その後「兵式体操」が1911年以降、「教練」と改称されて規定上消滅する過程に焦点をあてるものである。

本研究に関する先行研究としては、木下秀明『兵式体操からみた軍と教育』（杏林書院、1982年）と遠藤芳信『近代日本軍隊教育史研究』（青木書店、1994年）の2点を指摘できる。木下秀明は、「兵式体操」が「教練」と改められた背景について、日露戦争の結果を踏まえた戦時大量動員を見据えた軍の学校教育に対する軍事準備教育の要求があったと指摘する。木下は軍の要求によって文部省と陸軍省が学校体操について協議する体操調査会が開かれて「兵式体操」が「教練」に改められたとしており、軍の要求による軍事予備教育重視の結果、呼称変更が行われたと木下は捉えている。

これに対し、陸軍が学校教育に影響を及ぼそうとしていたことは認めるものの、体操調査会の結果、陸軍省が文部省に譲歩して学校体操がスウェーデン体操中心となったことを重視して、「兵式体操」から「教練」への呼称変更の背景には、学校で行われる体操に関して陸軍の影響を抑えたい文部省側の意向が強く働いていたと捉えるのが遠藤芳信である。

以上2つの先行研究では、「兵式体操」から「教練」への呼称変更は1911年3月頃の体操調査会の合意を踏まえて行われたとされている。しかし、この点に関して筆者は疑問を抱いた。すなわち、『官報』第8156号（1910年8月27日）によれば、1910年7月25日の第2回師範学校中学校高等女学校等教員講習会で「兵士教練」の教員講習を行ったという記事を確認することができる。体操調査会の合意より前に文部省が「兵式教練」の教員講習会を行っているのである。さらに、山田辰治、乙訓綱助編『小学校適用兵式教練』（博報堂）という1907年発行の「兵式教練」を冠した学校体操解説書が存在すること、また鈴木梅太郎編『新撰体育教範：改正兵式』（貫道舎 1893年）も項目の説明に「兵式教練」を用いている例があるなど、「教練」の使用例はかなり早くまで遡ることが確認できている。

なお、木下秀明や遠藤芳信の先行研究は、軍事的な予備教育を充実させようとする陸軍省や、学校体操の独立性を確保したい文部省の意向という中央行政機関の観点から「兵式体操」から「教練」への呼称変更の理由を説明しているが、教育関係者や一般国民の「兵式体操」への反発が呼称変更に影響を与えたのではないかという仮説を筆者は抱いた。森が導入した「兵式体操」による師範学校の兵営化については、徳富蘇峰の『国民之友』社説（1889年）や藤原喜代蔵『明治教育思想史』（1909年）といった批判が存在していたことをすでに博士論文で指摘したが、それ以外にも上記『小学校適用兵式教練』（1907年）に「兵式体操」に批判的な記述が見られるなど「兵式体操」への反発は、かなり存在することが確認できるからである。

### 2. 研究の目的

本研究は、明治後期における学校教練の呼称変更に関して、「兵式体操」に代わる「教練」呼称使用はいつ頃始まるのか、「教練」に先立つ「兵式体操」は教育関係者や一般国民からどのような評価を受けており、それが学校教練の呼称変更にどのような影響を与えたのか、の2点の解明を目指した。

### 3. 研究の方法

先行研究では、「兵式体操」から「教練」への呼称変更は1911年3月頃の体操調査会の合意を踏まえて行われたとされているが、これに先立つ1910年7月の第2回師範学校中学校高等女学校等教員講習会で「兵士教練」の教員講習が行われているなど「教練」呼称はこれより早く使用されていた。したがって、まずは『官報』『文部省年報』などを調査することにより、文部省が教員講習会などで「兵式体操」に代わる「教練」呼称をいつ頃から使用し始めたのかを明らかにすることを目指した。

さらに、先行研究では「兵式体操」から「教練」への呼称変更の理由を、陸軍省や文部省といった中央行政機関の意向という観点から説明をしているが、師範学校の兵営化をもたらした森の「兵式体操」に対する教育関係者や一般国民の不满が「兵式体操」から「教練」への呼称変更の背景に存在したとの仮説を申請者は抱いた。そこで本研究では、1886年の「兵式体操」導入から1911年の「教練」への呼称変更までの時期の学校体操解説書や教育雑誌などに現れる記事や論説を調査して、森有礼が導入した「兵式体操」がどのような評価を受けていたのかを究明するとともに、教育関係者や一般国民の「兵式体操」に対する反発が陸軍省と文部省の間の協議に影響を与えているのではないかという観点から体操調査会資料の再検討を行うことを

目指した。

#### 4. 研究成果

2017年度は、「兵式体操」に代わって「教練」呼称使用が始まる時期の解明に取り組んだ。先行研究を参考に、中央行政機関側の記録として『官報』や『文部省年報』の記事を中心に調査をすすめた結果、以下のことが明らかになった。

1905年11月30日付の文部省体操遊戯調査会「普通教育ニ於ケル體操遊戯取調報告」は、それまでの「兵式体操」に含まれていた動作のうち軍事的な訓練を抽出して「兵式教練」と呼ぶことを提唱し、文部省も報告書の提唱した方針に従って体操改革をすすめようとしたが、法令上「兵式体操」を「兵式教練」と改称されることは行われていない。

一方、1906年10月4日付の陸軍から文部大臣へ学校体操を兵式体操に統一することを求めることなどを内容とする照会をきっかけとして、1907年1月以降陸軍省と文部省とで協議が行われ、途中中断をはさみながら、1913年1月28日公布の文部省訓令第1号「学校体操教授要目」として結実し、ここに「兵式体操」に代わる「教練」が法令上規定された。

そして、1913年学校体操教授要目制定後、性別を問わず「教練」を行うとした「学校体操教授要目」との整合性をとるため、同年2月27日師範学校規定、3月6日高等女学校令施行規則、7月16日小学校令施行規則が改正されている。なお、中学校のみ1911年7月31日の「中学校令施行規則中改正」により学校体操教授要目に先行する形で「兵式体操」が「教練」に改められている。なおこの時官報に同時掲載された改正小学校令施行規則では「兵式体操」のままであった。

2018年度は、「教練」に先立つ「兵式体操」は教育関係者や一般国民からどのような評価を受けており、それが学校教練の呼称変更にどのような影響を与えたのかについての解明を目指した。そして、その成果を2018年8月31日に宮城教育大学で行われた日本教育学会第77回大会で口頭発表した。その内容の概要は以下の4点にまとめられる。

1886年に文部大臣森有礼によって諸学校に導入された「兵式体操」に関しては、寄宿舎による「兵営化」が徹底して行われた師範学校だけでなく、小学校等においても「兵式」が学校教育にそのまま持ち込まれることに対する批判は根強く存在し、それは日露戦争を経ても変わらず、学校教練の呼称変更の背景に存在していた。以上のような「兵式」に対する批判を背景に、1901年に中等教育機関体操科教員の無試験検定から陸軍出身者が除外されており、文部陸軍両省会議につながる1906年10月の陸軍大臣から文部大臣への照会は、陸軍出身者への無試験検定復活を求めることが主眼であった。陸軍大臣から文部大臣への照会を機に設けられた文部陸軍両省会議の主眼は陸軍出身者への無試験検定復活の是非であり、それを認めない文部省側の見解を陸軍側が受け入れた背景にはやはり学校教育に「兵式」をそのまま持ち込むことに対する批判が存在した。1913年1月制定の「学校体操教授要目」における「教練」の特徴は、一定年齢以上の男性のみを対象としていた「兵式体操」とは異なり、性別を問わず小学校入学時から段階を踏んで履修していくことにある。要目制定の中心人物であった永井道明は、「社会の規律」を身に付けさせることを「教練」の目的としており、軍隊の「形式」にとらわれないために学校教練の呼称から「兵式」が外されたのである。

#### 5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕(計 件)

〔学会発表〕(計 1件)

奥野武志「明治後期における学校教練の呼称変更に関する一考察」日本教育学会第77回大会  
2018年8月31日

〔図書〕(計 件)

〔産業財産権〕

出願状況(計 件)

名称:

発明者:

権利者:

種類:

番号:

出願年:

国内外の別:

取得状況(計 件)

名称:

発明者：  
権利者：  
種類：  
番号：  
取得年：  
国内外の別：

〔その他〕  
ホームページ等

## 6. 研究組織

### (1) 研究分担者

研究分担者氏名：  
ローマ字氏名：  
所属研究機関名：  
部局名：  
職名：  
研究者番号（8桁）：

### (2) 研究協力者

研究協力者氏名：  
ローマ字氏名：

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属されます。